

# 地域密着型通所介護及び札幌市通所型サービス重要事項説明書

当事業所の利用をご希望される皆様が、安心してサービスを利用いただけますよう、当事業所の概要、サービスの内容および契約上の留意事項などについて、下記のとおりご説明いたします。

## 【1】事業所の概要

事業所名	勤医協デイサービス大笑
所在地	札幌市北区北32条西8丁目1-1
事業所番号	0190202416
管理者・連絡先	管理者名：森 あかね 電話番号：011-374-8788

## 【2】事業の目的

社会福祉法人医協福祉会が開設する地域密着型通所介護及び札幌市通所型サービス以下「事業所」という）が行うサービスの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業員が高齢者等に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。

## 【3】当事業所のサービスの方針および内容

### <指定地域密着型通所介護>

#### (1) サービスの方針

社会福祉法人勤医協福祉会の指定地域密着型通所介護では、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、その有する能力に応じ日常生活を営むことが出来るよう、健康状態の確認、入浴及び食事の提供、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行います。また、利用者の社会的孤独感の解消及び心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることをめざします。

#### (2) サービスの内容

- ① 指定地域密着型通所介護は、地域密着型通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び、日常生活を営む事ができるような必要な援助を行ないます。
- ② 利用者の希望、おかれている環境や心身の状態をふまえながら、居宅サービス計画に沿った通所介護計画の作成を行います。計画の作成にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者・家族と面接して解決すべき課題を把握（アセスメント）するとともに、継続的に実施状況の把握と評価をしながら、必要に応じて見直し等を行います。
- ③ 地域密着型通所介護計画の内容について利用者・家族に説明するとともに、文書による同意を得ます。作成した通所介護計画は、利用者またはその家族に交付します。
- ④ サービスの質の向上を図る観点から、利用者・家族との面接（モニタリング）を行うとともに、サービス担当者会議等において専門的意見の聴取等を行います。

### <札幌市通所型サービス>

#### (1) サービスの方針

社会福祉法人勤医協福祉会の札幌市通所型サービスでは、要支援状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるような必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行います。また利用者の意思及び人格を尊重しその有する能力を最大限活用できるようなサービス提供と利用者が主体的に参加できるように適切な働きかけを行ないます。

#### (2) サービスの内容

- ① 札幌市通所型サービスは、札幌市通所型サービス計画に基づき、利用者の心身の機能の維持・改善を図り日常生活の自立が継続できるよう適切に援助します。
- ② 利用者の希望、おかれている環境や心身の状態をふまえながら、居宅サービス計画に沿った札幌市通所型サービス計画の作成を行います。計画の作成にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者・家族と面接して解決すべき課題を把握（アセスメント）するとともに、継続的に実施状況の把握と評価をしながら、必要に応じて見直し等を行います。
- ③ 札幌市通所型サービス計画の内容について利用者・家族に説明するとともに、文書による同意を得ます。作成した札幌市通所型サービス計画は、利用者またはその家族に交付します。
- ④ サービスの質の向上を図る観点から、利用者・家族との面接（モニタリング）を行うとともに、サービス担当者会議等

において専門的意見の聴取等を行います。

#### 【4】当事業所の職員体制

職 種	職務内容	員 数 等
管 理 者	事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理及び従業者に必要な指揮命令を行います。	1名
看護職員	利用者の保健衛生並びに看護業務を行います。	1名以上
介護職員	利用者の介護業務を行います。	3名以上
機能訓練指導員	利用者の機能訓練を行います。	1名以上
生活相談員	利用者の相談、援助等を行う。	2名以上

#### 【5】サービスの提供実施地域および定員

サービス提供地域	札幌市北区（北24条から北40条、新川（新琴似第5横通まで）、新琴似（新琴似第5横通まで）、麻生町、屯田（西野・屯田通、東15丁目・屯田通り、新琴似第5横通に囲まれる地域）
定 員	1、9時30分より16時40分までを12人 2、9時30分より12時40分までを6人 3、13時30分より16時40分までを6人

#### 【6】営業日・営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日
営 業 時 間	9時00分 ～ 17時00分

(1) 年末・年始（12/31～1/2）は、非営業日とさせていただきます。

#### 【7】サービス提供日・サービス提供時間

サービス提供日	月曜日から土曜日
サービス提供時間	1、9時30分より16時40分まで 2、9時30分より12時40分まで 3、13時30分より16時40分まで

#### 【8】利用者負担金等について

(1) 介護保険適用のサービスについては別紙の利用料金表に記載しています。

介護保険適用のサービスについては、利用者負担割合証に記載されている割合の額が利用者負担となります。また、介護保険の給付の範囲を超えたサービスについては、全額自己負担となります。

地域区分7級地<1単位単価10.14円>で計算しています。また同一建物にお住まいの方以外で、当事業所で送迎を行わない場合については減額されます。

\*上記以外の時間数、サービス内容もありますので、詳細は介護支援専門員及び職員にお尋ねください。

(2) 事業所が定める通常のサービス提供実施地域にお住まいの方の交通費は無料です。通常のサービス提供実施地域以外にお住まいの方は、交通費をご負担して頂きます。送迎車を使用した場合には、実施地域を超えたところから片道1kmごと及びその端数を増すごとに30円とします。

(3) 利用料の支払いは、金融機関からの引き落としを基本とさせていただきます。支払いが確認された後、領収書を送付させていただきます。

#### 【9】サービスの中止・変更等の連絡について

(1) 利用者の事情でサービス提供を中止・変更する場合には、予め連絡して下さい。

(2) 契約全体を解除することができます。その際の費用については一切かかりません。

#### 【10】緊急時・事故発生時の対応について

(1) サービスをおこなっている時に利用者の症状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行うなどの必要な措置を講じます。

- (2) サービス提供中に事故が発生した場合には、利用者に対し応急処置・医療機関への連絡・搬送などの措置を講じ、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡を行います。
- (3) 事故の状況及び事故に際してとった処置については記録します。
- (4) 事業所の責めに帰すべき事故については、速やかに損害賠償を行います。
- (5) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

かかりつけ医療機関	名称等： 連絡先：
家族等緊急時連絡先	氏名： 連絡先：

**【11】 非常災害時の対策について**

- (1) 非常災害に備えて消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する方針及び業務継続計画を作成し、その責任者を定め委員会を概ね3ヶ月に1回以上開催します。
- (2) 施設として、防火設備を完備しています。
- (3) 年2回以上の防火教育及び消火・通報・避難訓練、年2回以上の利用者を含めた総合訓練、非常災害用設備の使用方法を徹底し、必要な備蓄品を備えます。訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携します。

**【12】 非常災害時の対策について**

感染症が発生しまん延しないように、感染症の予防及びまん延予防及び感染症発生時に対応する指針、および業務継続計画を作成し、委員会の開催や研修及び訓練を年に2回以上定期的実施します。

**【13】 相談・苦情・虐待等に対する体制と手順**

- (1) サービス等に関する相談や苦情等に対する窓口は、下記のとおりです。

相談・苦情・虐待の窓口	担当職員： 森 あかね      電話番号： 011-374-8788
国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館 電話番号：011-231-5175
札幌市北区 保健福祉課	札幌市北区北24条西6丁目 電話番号：011-757-2400

- (2) 苦情処理の体制及び手順について

- ① 苦情がよせられた場合には、ただちに訪問するなどして詳しく状況を把握し、関係する職員、サービス事業所からの聞き取りを行う等します。
- ② 苦情等については、事業所として検討し、対応します。
- ③ 寄せられた苦情の内容および対応の経過等を記録し、事業所職員の再発防止に役立てるようにします。

- (3) 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため下記の措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催すると共に、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- ⑤ 利用者とその家族、従業者からの相談窓口を置き、それを周知します。
- ⑥ 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

- (4) 身体拘束の禁止について

サービス提供にあたり、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。なお身体拘束を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、事業所等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行なうこととし、その具体的な内容について記録します。

#### 【14】運営推進会議について

地域との連携を図る為、利用者・利用者家族・区市町村職員又は地域包括支援センター職員、地域密着型通所介護について知見を有する者などで構成される運営推進会議を設置して概ね6ヶ月に1回以上開催していきます。

#### 【15】利用者の秘密保持について

- (1) 当事業所の従事者は、サービス提供する上で知り得た、利用者および家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- (2) 当該事業所の従業者であった者は、正当な理由なくその義務上知りえた利用者及び家族に関する秘密をもらしません。
- (3) 当該事業所は個人情報の取り扱いについて下記に定める限り、利用者および家族の代表者等から同意を頂くことにより情報を提供することとします。

#### 【16】個人情報の取り扱いについて

- (1) 当事業所では個人情報の利用目的及び管理について別紙に定め、個人情報の取り扱いを厳密に行っています。
- (2) 当事業所では、居宅サービス計画に沿って、利用者へのサービスが円滑に効果的に提供されるために実施されるサービス担当者会議等の開催をする場合、介護支援専門員（ケアマネジャー）とサービス事業者や主治医等との連絡や調整をする場合、学生実習及び職員の学術研究において必要とされる場合、居宅サービス計画の内容について関係する行政機関および行政から委託を受けた機関より報告や情報提供を求められた場合に、利用者およびご家族の個人情報を使用することがあります。使用するにあたっての条件は、次の通りです。
  - ①個人情報の提供は、必要最小限とし提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。
  - ②情報を使用する場合には、会議名、参加者名、内容等について、記録し保管します。
  - ③学術研究・調査活動により個人の情報が特定される場合については事前に説明し、同意を得た上で使用します。

#### 【17】提供するサービスの質の評価及び第三者評価の実施状況について

利用者アンケート及び自己評価(質の評価)の取り組み	あり	
第三者評価の実施	実施の有無	なし
	実施した直近の年月日	なし
	実施した評価機関の名称	なし
	評価結果の開示状況	なし

### 地域密着型通所介護及び札幌市通所型サービス利用同意書

勤医協デイサービス大塚 殿

重要事項説明書 説明者：森 あかね

介護サービス契約の締結にあたり、重要事項説明書・個人情報の取り扱い及び別紙の内容について説明を受け、理解したうえで同意します。

年 月 日

利用者 氏名 \_\_\_\_\_  
代筆または代理人  
氏名 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
(利用者との続柄 \_\_\_\_\_)

年 月 日

家族氏名 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
(利用者との続柄 \_\_\_\_\_)

2024年8月6日